**◆◇介護保険住宅改修の手続き◇◆**

6

【介護保険制度における住宅改修（上限額20万円）についての手順】

4

住宅改修を希望

登録をしていない施工事業者

登録をしている施工事業者

富谷市が実施する研修を受けた事業者

受領委任払い方式

償還払い方式

被保険者が改修費の全額を施工事業者に支払い、申請後、住宅改修費の９割（８割または７割）を市から受領

被保険者が改修費の1割（２割または３割）を登録事業者に支払い、市が、住宅改修費の９割（８割）を登録事業者に支払う

事前相談

必要書類（事前相談票、改修費の見積書と内訳書、住宅改修箇所平面図、理由書、施行前の写真、ケアプラン）

※受領委任払いの場合、業者に支払いを委任する旨の事前承認申請書

事前審査

改修の適否のチェック（受給資格、従前改修工事歴のチェック、身体状況等と改修内容の整合性ほか）

工　事　の　施　工

被保険者が改修費の１割（２割または３割）を支払う

被保険者が改修費の全額を支払う

・住宅改修支給申請書（受領委任払い用）

・領収証の原本【1割（２割または３割）負担の金額が明示されたもの】

・施工後の写真

・住宅改修支給申請書

・領収証の原本

・施工後の写真

償還払いの申請

受領委任払いの申請

審　　査

給付データを国保連合会へ伝送し（申請月の月末）給付額の確定

支給決定及び振り込み

支給決定及び振り込み

市から登録事業者へ改修費の9割（８割または７割）を指定口座に振り込み（申請月の翌々月末）

市から被保険者へ改修費の9割（８割または７割）を指定口座に振り込み（申請月の翌々月末）